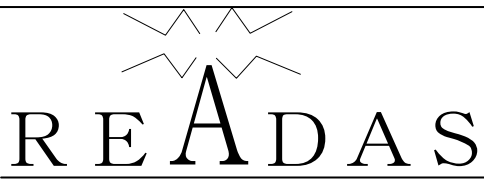


第 4565 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 9月 7日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 出張で借上社宅を無償で貸与する場合

Q：当社では、社員が出張するときに借上げ社宅を無償で貸与しようと思っています。税務上の取扱いはどのようになりますか？

A：原則として、経済的利益となり給与課税の対象になります。

【解説】

税務では、旅費について、給与所得者が勤務する場所を離れて、その職務を遂行するため旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるために支給される金品で、通常必要と認められるものについては非課税としています。これは、出張などの旅費は実費弁償的な性格が強いことから、これについて課税することはすぐわないとする考え方によるものです。

また一方で社員の社宅については、次のように取り扱われることとなっています。

①通常の場合

会社が、社員に対して無償又は低額の賃貸料で社宅等を貸与した場合には、一定の算式により計算した賃貸料相当額と実際に徴収している家賃等との差額に相当する金額について課税されます。

②職務上必要な場合

会社が、社員に対して社宅等を無償で提供している場合であっても、その社宅等が、職務遂行上やむを得ない必要に基づき会社がその者の居住する場所として指定したものについては課税されません。

ご質問の場合は、②に該当しないことから、課税の対象になると思われます。

